

グリーンエコノミーの展開と国際的な持続可能な森林管理への課題

藤原敬（ウッドマイルズ研究会 代表運営委員）

1 はじめに

1972年に林野庁に入庁し、日本の森林政策に関わり始めてから40年たつ。業務の上で林業の国際協力や貿易問題に関わってきたことから、グローバルな政策動向と国内の林業政策の関心に興味をもってきた。72年の『林業経済』誌のバックナンバーの論文タイトルは92あり、「林業の展開と山村経済」春季大会特集や「林業生産と自然保護」特集を中心に、山村から都市への人口移動、化石資源へのエネルギー転換を受けた大規模な拡大造林など『林業経済』誌が対象とする林業・山村の地殻的な変動を真っ正面から受け止める論題が並んでいるが、海外の林業に関するタイトルは三つで、生成期のドイツ林学の背景などに係るものである。海外での最先端の森林政策についての議論が本誌に掲載されるのは、1980年代の熱帯林問題に端を發し地球環境としての森林の視点が加わることになってからのことになる。また、持続可能な森林管理という形で日本をふくむ先進国の森林管理の体制が地球規模で議論されるようになるのは1992年の国連環境開発会議（地球サミット）の「森林原則声明」以降である。本年は地球サミットから20年目でリオ+20がブラジルで開催されることとなるが、地球環境レジーム¹づくりの最近の動向を紹介しながら、新たな林業経済研究の共通の場として出発する『林業経済』誌が、グローバルな視点にたった林業経済研究発展のフォーラムとして発展されるように期待を述べておきたい。

2 経済のグローバル化と行政のグローバル化のアンバランス

世界中の産品を世界中の消費者が価格と品質という基準で選択できる市場のグローバル化は、資源の効率的な配分の高度な仕組みとして企業にも消費者にも裨益する面をもっており、WTO、TPPなど経済のグローバル化の障壁となる制度を取り外す取組みが着々と進行している。他方で、温室効果ガスの排出拡大、食料の安全保障の崩壊、違法伐採問題や森林の減少など、市場のグローバル化の負の側面が指摘されるが、それらは行政のグローバル化が対処すべき部分である。地球環境に関する行政制度のグローバル化（地球環境レジームの形成）は、92年の地球サミットなどで、気候変動枠組み条約、生物多様性条約などができて少しは動きつつあるが、立ち後れていることで様々な問題が派生している。地球サミットで森林条約が合意できなかったために、だれにでも理解しやすい、「温暖

¹ 「特定の問題領域に関し、各国政府(主要国政府)が目的、行動ルール、紛争処理方法などについて合意した上で、国際的な制度を創出・維持すること」を国際レジームという。国際金融レジーム、地球環境レジームなど

化ガスの排出量が少なくそれを固定する木材の利用促進」というメッセージを普及する過程で、木材の履歴が要求されるようになり、合法性の証明や森林認証などコストのかかる仕組みをセットにする必要が出てきてしまうのはその一例である。経済のグローバル化は、そこにビジネスチャンスを求める国際的なビジネスグループの各国政府に対する周到な働きかけによって支えられている。ただし、グローバル派を名乗るこれらの勢力にとって、行政のグローバル化は障害になる面がある²。したがって、その推進は、深刻な地球規模の環境問題や社会問題に真剣に立ち向かう、各国政府の行政関係者の真骨頂が示される場所であり、また、それを支える学術研究者の力に負うところが大きい（選挙民に顔をむける政治主導にはなりにくい側面がある）。

3 地球環境問題に対処する行政のグローバル化と森林

地球環境問題に対処するグローバルな行政の取組（地球環境レジームの形成）は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約 1973 年）、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（1987 年）などの先行事例があるが、気候変動枠組み条約、生物多様性条約という二つの条約を成立させた、1992 年の地球サミットが大きな転機になっている。これらの国際条約は、直接森林の持続的管理を目的としたものではないが、気候変動枠組み条約のもとでの京都議定書が、日本の森林行政の予算獲得の重要な役割を果たしてきたこと一つ考えても、行政のグローバル化の重要性がわかる。ただし、森林管理のグローバル化（森林管理レジームの形成）ということを実際に考えると、気候変動枠組み条約で要求される事項と、生物多様性条約で要求される事項とではトレードオフの側面があること、さらに森林が生み出す木材や木質バイオマス資源のグローバルな流通が、持続可能な森林管理の上に行われることがきわめて重要なことなどを考えると、「持続可能な森林管理のための国際森林条約」による森林管理レジームの確立は必須の課題である。他の環境分野のレジームとの違いは、途上国の参加が不可欠であり大きなハードルになっていること、政府だけでなく地元住民や先進国の消費者、木材産業など多様なアクターがいること、木材の貿易がコントロールの対象になることなど、大きなハードルはあるが、準備を積み重ねていく必要があるだろう。

4 リオ+20のグリーンエコノミー

92年の地球サミットが大きな転機になったが、それをフォローするため、2002年にはヨハネスブルグでリオ+10が開催され、そして今年がリオ+20の年である。リオ+20のテーマの一つは、持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーンエコノミーで

² 環境規制や法人税の引き上げなどが各国単位に行われている限り、多国籍資本にとっては、他国に逃避するという選択肢をもって、圧力をかけることができる。

ある³。グリーンエコノミーは持続可能な開発を施行する中で、自然資源を消費しながら生産消費を続ける今の経済の仕組みを転換する必要があるという中で出てきたコンセプトであり、「人類の福祉と社会的公正を改善しながら、環境リスクと生態的な犠牲を低減させること」と定義されている⁴。グリーンエコノミーのためには、①市場と政策が全てのコストと環境影響の利益を反映するため、環境の評価と政策の分析の改善、②環境負荷に関する情報の提供とそれを反映する取引市場の開設など市場を通じた政策の導入、③生態系サービスの低下の影響などに関する産・学・民の協同した長期的な評価と監視という3段階のステップが必要であるとされている⁵。

このような動きと関連して、気候変動枠組み条約が定着させ環境問題へのビジネスの参入を促すツールとなった、排出量取引に対して、生物多様性の取引を実現すべく生物多様性オフセット、里山バンキングなどが提唱されている⁶。開発プロジェクトがどうしても自然資源の一部を破壊せざるを得ない場合、それに見合った生物多様性を確保造成して、全体として生物多様性が減耗しないようにする（ノーネットロス原則）というものである。そのため、二つの地域の自然の多様性を計量的に評価する作業が必要となり、最近いくつかの方法が提唱されている⁷。

森林の管理を総合的に行っていく場合も、生物多様性としての側面、温室効果ガスの吸収源としての側面、持続可能なエネルギーや建築材など木質バイオマスの生産源としての側面の三つについて一定の計量的な評価が可能だろう。そして、流域としてのノーネットロスが確保されるなどの行政の指標が確立されれば、森林行政のグローバル化の一つの手段になるだろう。

5 おわりに

遅々としたすすみであるが、森林の隣接する地球環境部門でのレジーム形成の努力が行われ、ビジネスと環境管理のためのツールが開発されつつある。グリーンエコノミーという旗印が掲げられる中で、いままで傍流だったこれらの取組みが舞台の真ん中にあがりつつある。これらの蓄積を基に、森林管理のグローバル化のツールを生み出すことも、森林を対象とするエコノミストの果たす役割なのではないだろうか。前述したように経済のグロ

³ 国連総会(2009年12月) 国連決議(64/236) Implementation of Agenda 21, the Programme for the Further Implementation of Agenda 21 and the outcomes of the World Summit on Sustainable Development

⁴ UNEP(2010) Green Economy/Developing Countries Success Stories

⁵ UNEP(2011) Introduction of setting the stage for a green economy transition

⁶ 田中章・太田黒信介(2010) 「戦略的な緑地創成を可能にする生物多様性オフセット」都市計画 Vol.59.No.5.p.18-25

⁷ WBCSD(持続可能な開発のための世界経済人会議)(2011) 事業活動での生物多様性への影響を定量評価して金銭換算するツール「CEV」を発表

http://www.wbcd.org/web/nagoya/WBCSD_How%20to%20Value%20Ecosystem%20CEV_Web.pdf

ーバル化に対応する環境や社会、そして森林管理レジームの形成は、行政と学術研究の協調した努力が主導権をもたざるを得ない分野であり、歴史のある『林業経済』誌がこれらの議論のフォーラムとして重要な役割を果たすことを期待したい。